鍋嶋直茂譜考補 附錄

十一 止

和書門
類 三五三八九
號
函
架 一三
冊

内閣文庫
和書
類 三五三八九
號
冊 一三
函 一五八
架 一四
(三一才)

文庫 140 閣 科用

内閣文庫
番號 和 35389
冊數 13 (13)
函號 158 299

共十三

国立公文書館
National Archives of Japan

閲140

直茂公譜附録

古書物語

一科後い分別の花もさき実ばかりなる類多し

一法華経物語　分別を不加い切て

一他の紙　たゝ事多分

一已下のゝを紙ゝゝ其方をゝつて上よりて

校量いまゝ也ゝかゝゝい

一寅ゝ上下半の扶持乃理の和ゝ理ゝ

一下ゝ年ゝ言葉ゝい明ゝ寧年金ゝ古の中に

ゝゝゝ分明

一子孫ニ対シ祈願ハ先祖ノ為メ
一先祖ノ恩ハ子孫ノ活路ヲ決ス
一信心ハ人ノ掃除人ノ心ヲ破ル程ニ祈願
ハ花ヲ離ル
一例ヘバ人間ハ神仏ニ頼ル
一人間ハ一生ハ表ニ立ツ程ニ社ノ人ハ裏ニ
立ツ
一理非ヲ糺ス者ハ人ニ嫌ハレル
一大事ノ思案ハ軽クヨク
一活ル人ハ先ヲ考ヘル

一活事慎ミ〳〵事
一無物書ヲ認メ候事
一闘ハ運ヲ付ル者ニ用ル大ニ有之
一愚事ニ成ル比ニ十ニハ七ツ悪〳〵
一軍ハ敵ヲ案ズ人相覚ハ考ヘ易キ
ヲ以テ勝利ヲ定ル
一我篇ハ謙恭ニ不動不平有
一上下ヲ不派一度ノ命ヲ不捨ハ不祝候
一人々ノ程骨折ル事肝ヲ
以上

一 武時分布施して為[illegible]牡丹花を[illegible]
若[illegible]もし是事[illegible]
[illegible]是如と申上[illegible]
布施[illegible]大隈玄蕃[illegible]
[illegible]一度日[illegible]花を[illegible]
是事[illegible]
[illegible]
如三人[illegible]
其時[illegible]
[illegible]

武い若[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 武蔵時鴨和尚如此[illegible]横死[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 武蔵和尚の[illegible]

[illegible]

一 武蔵和尚[illegible]
[illegible]

武士はいかなる[illegible]武士有[illegible]義[illegible]意[illegible]

一武士はいかなる[illegible]武士[illegible]武[illegible]

自[illegible]武士[illegible]の[illegible]武具[illegible]

[illegible]

合親[illegible]兄弟[illegible]

[illegible]

[illegible]歳武[illegible]人[illegible]拾人[illegible]

又一[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]武士[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一武士[illegible]毎[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

切先にて出い我を以て陣所へ進ませんと云事
ゆへなりしかとも今日の合戦の為手負多
勝ぬるに付て
一城なりは人々の知行大勝人持なり
陣部いうふも人数大勝の人ゆへ
城郭豊臣方へ無之に付て
一人を持ぬ者は但惣領の者にて大将
分別無之者大勝無之故惣領
いうふも無之故惣領
所領人集る
所領ゆへ人数一騎南へ引に付て

一五十八業の中合戦いろ業の三ツ
合戦十七度有馬十八度目十七度目一
度も負ぬ者に其外数ものの小せり
合い六日十日に成ても負ぬ
対敵大勝二三度も有ても
ゆへ対敵数多勝ぬ力に
成ぬ者
大人数二万三万の
ゆへ出陣人数
ゆへ食料人
上下

市場深き人心を対し丈夫に付他出ずる能登板
行ずるは要領すべし一度は二度に合流有
無いらずなる人そ中に対し私刑等に対し
出所相違断いろふ板根はみるもに
背を向ず合相風はまて見ずのごとく出対
相違は対相談ぬに行まず不成家のごあ法人
のごあいうり勢子は出る家中し共に付
ゆるる中に言渡断候

一人中不形の身相いて相談式出寄人
いろ文行心うわ出るに成ずよ寄る物ゆう

奉公人の妻を思ふこと時濃侍い
我所いうりに奉公を寄る通路と日い面中
定る加賀板さしく百姓しに伽中と相
加さ行る出ずる時の代寄ずわる表い
に表出る行又加賀に成ば面に行加長ず
下中と加に行出る後の人業に見よ
もまずにそ行業う出見ずよくも
れに見るべしと加述に成行

一勝成公法中代与賀の法稲をうり渡する
若いる百ずして奉行不上年貢附

おそき上ハ兼而死候ハヽ当時罪科ニハ不及ニ申さるへき
又死り申候、併不孝之上ニ而殺ニ成候ハヽ、追而公
徒罪ニ成候而其上ニ付而死罪被成候而も捨置候
又ハ敵出候てハ穏便になる様育て細ニ致
取扱申て横目に申候文て其科死の後返
人申候ハ、此三ヶ年老母相煩候而其外介抱へ参候
能々不法混と相添者ニ付、能達候ハ、手前困
家作成其然處母申候ハ、田畑の米お
し、其後と申候ハ、不及是非臓物は申付
有り母又人へ申候處申上候式尋同中
上之ハ公式無之人ハ子細可有之と思召候之上ニ而申さる
ハ誠ニ相手之ハ無之母育て之事ニ付、聴かり成
不便ニ被思召之上と而八木拾俵被下候ハゝ以後ハ之様ニ
餓母ニ孝行を可仕候、猶不届なる事しハ重て
可被下申候、重て死罪の御沙汰也
一 我人国にて孝行と成候事ハ自然の成之免被為
下賤の者ハ之成る事ニ、然ハ其家業の
其来ハ加様成る相互ニ、云て上下共ニ孝を
すへき相互無理致有り間相知
孝を調候様、結局家持

の間をかくしかくもの神をもて思ひ宿かゝ
ゆるかゝる事ならてはかくもて物云ふまに
も言ふなくせぬ事なく能の業をもて見よいう程乃
所作科いと人中の知恵なくなりて
一人代事を法とそもせらぬ知人能く嗜迄て
家まとうけいそもく人のおやせいいう亡有い
不動ゆるかまく中者くなりて
一亡中一代よりあとの法なく有る人多い
陽能云ふも奉行おかる其科ならはなと
ゝ教ゆ出はなはなく知恵なく組れ家に

遠ふる方場合は明方無秀事方無たい根を
かりはなはなく
一家の擬い迄中者間よ失はなりいもまま
ゝ者い切腹切腹い家人家人い異い者りて
下ゆ迄ゝ千の方い異方ゝふるゝ方行ふ所
ゝの城宅人宅人ゝ者ゝ者を切腹切腹を決
陽ゆ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ掛者ゝ失はなり
ゝ者ゝ仕ゝ異ゝ方ゝ者ゝ者ゝ者ゝ陽能ゝ所の上
ゝ者ゝ者ゝ科ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
仕ゝ家ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ

一敵対の者ども[illegible]

一金張糸綿の町人百姓[illegible]

一傾のわるひ事[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

河内ゟおく被仰候ハ
一 備後守元禄十六年ニ而下り時分ニ御座候も
其方の虚霊の書跡ござ候て尊く候へハ今ハ不
見しかりも何もなき事ニハ御座候る元禄丈
禄ハ重宝ニて出積く持たる、其御ニ甚堪忍
ハし有て御座候もいの極成趣ハ時代くの流
印持之甚さ方ちて我ホ御之るへく譲りり申く是ぞ
為持さしハ失ハ成く無しそのハ代入ゟの極成
その持文金銀なとハ重宝と申候よりでまでも
去年勝成ニくし九へきしかそと存其方の
御書法ハ銀子ゟ之合ニ入申しハのつて下さ成候ハれ申
之ハ以て御座候ハ其所極メ申し涌見ニ而子歎息難
きもと存し重りし申く勝成ハ御座候ハ丈ハいのりと
御座候へハ極メ時し金銀之抱寸ハ役ニ立ず
相成りとていのかよ何よおも事にハ重宝免
成ハ仕ぬ成く
一 武蔵陵部太郎子爾申付之馬三し九ニ御座候
則ち申さ御座候へハ右の珠数前方より好き
在所ゟ酒ハ不申しにて御前より御座候
成ハ申てハ我ホ存生しる為ハ御牛馬の事

切たるも世人すい成くるを代よとのめくは仕
らく迷ふ法乗人ろを覚悟平くとれ義人
成て分ふるも諸人みなろ化まるを
世界始めも御よんよまるの事めり者合
にくる人く事ふて見くに本徳貴くに奉るも
也ものくるまものくて前のこと見なるを
高き紀の者と涙ふるを意こ奉るも高き
仕くる主人う見付ものくさ物ふ及
是非次第ものり奉る前のあと当くさ物こ
主人のあくるを物を意こ宜ふ本仮ふる

角塔ひさくとぬ事地くを仕の報くくも
子孫のくめくを仕ものくに
一或人ものくを物を仕るを知ものくを
ふる或時貴所中上くは義敵なくを用ものを
い義美なくを本分とくを上くい起くを義で
い共会ものくを組建い当業知ものを
不子根くをを会くい武中世う当
くくを物くに仕くを見くふ長俗を
分を武昭ものとを仕は
一和泉守殿江戸にい登ふ成ふい昭元こ地に

[illegible]

一 武者仕者長[illegible]一代[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

此さつハ所其方ゟ度数ニ而も取りニ而役ニも立不
り候様と取る事有之候此者役と申付候ハ相違無
度候ゟ数ニ申上候役ゟ数ニも不及ト請取
役ゟ弐を取数ニ而も請取て候旁ゟ多分ハ先く
同ニ数せし為成置候ハ如何に役く
一　或時ハ別而六郷馬を為布施ニ仕立申候ニ付被下度
候間二三年も御尤ニ申上候ニ而御座候様ニ
處ニて御酒被下候而又此方ニ被成候ハ
又者様ニ六郷馬ハ何卒村ゟ前ニ被成
此旨ハ宜ハ田畑年中上其段被下候

一　右ニ付被為仰付候て此節急く候所ハ
前ゟハ開発出来を立退申候ハ追而申上候と被仰
手前様ニも段々米ハ多く御座候中上ニ而ニ被成
此義ハ右中上候ニ付ハ八木相応之下例ハ如何
当年者被仰付候時六ヶ年又申上候ハ当年ハ中上
定夫問并ニ当年ハ目安被仰付下置候ハ中上
ニハ相成ハ御用捨其ニ宜敷候
不仕候而ニ而米六郷馬ハ相止せ候ハ被仰付
右郷馬ハ定米六拾石程郷附候ハ奉公ニ
当年の年ニて段々村方御年貢ニ而ハ御座

其ハ常に安き好ミし程を(?)る俳人共訓無ハ有今
るる程し去と法句ハ譲美に成を
一 世上に者し至次と諸の物の結構成物又たる
當時人せん家勢好とを見て美次み今座より
見て行成ハ能人浅成物覚悟や風面なそこ
袮をも狩せ数物也見てもし見行の浅程成を
柳を(縁)詠花ハ作と云ふ一しはさ知るるたハ何くし
又知ましは末にてハ世し廣衣付ハあり峡く
俳言なりと知ハ
一 或時公本をと法継世を國上候人ハ判ある書上

世上く其方ハ本をと法ミハ成浅ハ業ハ沢當に
寂早年ニの末に存分る程成不出付とや
上物し俳ハ俳に根(限)去事俳の思る事と
思ひの我子孫にも世ぬや物無我為
計も世ぬ物や末代他人の為とする物と他人
とて曾別案そ不及是非候を申と去つて
法行ハ
一 公法行くハ浮信公ハ先つ人ハ其ハ法談合
始く専ニくり返しくハ談合も久しき方まハ
新まる物かと法行く

一 何事も為る事有て掛かるものなり
能くして我を知の力きんとうは味方
を見不及中能くして
一 世を間敷る時主水なりて用捨なる者
有りしかとも指の貴を捨て言葉次第
なる者の麦分云くまかり
一 兵を信じて仏神祈るまかりなり
為の能は味方合戦に及ばるる
事なり仏は味方合戦大
昔は能不云なりと言ひ時合戦大

勝の働をして大将なりとて
打捨て仏の力を頼む
い推り申なりと云
相成や切腹の切腹して
打仏の義百とのく
とく武の風面打
時もうと勝負を
去ぬ打ぬ外
分別無り
一 人情仕なる
桐畑
打捨て
入相能
光義出

ミちひく女か其親の為ハより人々存させ之 一命
うかしる時ハ上ニハ於御きつて召くく
一 御当家面々並ニ於御抱被為ハ相続之事者
別志様方到の御上ニ而御挽々分か尤御家ハ長
久なれハ丹誠励く其忠別志を備へ候ニ付
候ハ、此等之中誰々如何も尤其家の相続ハ被仰
出度くも只天下可叶事を家を継させ
られ可被下と思召之然也尤御の此等ニハ
於此家内継きて其御合ニおいて其鳥部ニ相調く
家具被召上物を取りまて上ル御備候ニ此

其後人同じ勘定可仕と役人とも中ニ相談之
と役より出して何事も入念も不若ハ勘定仕
る数ハ取扱候其節ハ可然取計ひ候之
候之就支払思召ハ只大切之事
ハ家中限り同席候も尤一人も不残
百文二百文ハ相応ニ高ニ一ト箇相渡
そこて後ハ其上ニと通りニ相定所務二ツ三ツニ
於る数を御ハ
一 兼而持するものも分別ニすく御渡ハ諸人の
然と取ましても家蔵も売拂も皆取々も銀の

国ゟ被仰付候ハ、其方ハ
家ゟ分ケ出シ被申候ハ、
ものゝ成ル事ハ
一 夏軍ゟ帰ル時ハ
士卒のゝ
一 分別能キ家ゟ別
隠ル者ハ
法ゟ乃家ゟ
別ケて
中乃者ハ

一 肥後一揆後沙野弾正ハ肥前ヲ肥後ヲ
ハ
ハ取ル中ハ
国ゟ
ゟ
失ハ
一 ハ
ゟ礼ヲ
何事ヲ
親ハ

公義とハ背かさるハ極意ニ付て云ときは何ほ此所
識と成とく時は上人ハ我ホを後よ為れのまを
仏神に祈願ハつしうるの事して若ま時より結の
んと叶ふ様これハ守りなさき人と祈る事大明神
なり清無流人の也
一 公所のハ御先功ら君住くハ体ら所その高霞
高も此君を二三人充そ相勤く厚ぎ一章よ
座主るハ大御に祈ワりちや安そ之証れハうも
後ここ何り能様よ能行付国士し右職武功なる
相渡様ら被ら以と被聞召し国躰中しる時ハ安くの

清書之所之

一 公勝様ハや御ハハ家中ニ君取立そ右仕くよ
知行相当にも世の時何百何程不乃以ぞをみて
その上をる物よく給て以をこそ公務奉公を
励むこのそく事にて候也
一 大小小身にらハ国を治し家を治め時勝
ある事ども事もなくまめく治し を
ある物之治も時ほ出来也ハ時ハいまよく治も
一 長時を結句不治事もこそ相也
一 諸人毎物を令ふなつる所よ我館を保帰て

矢立のもの人まで有て一寸元仕組て[illegible]ぬ
まてはさ世ものこと

一其他種々の芸人流行の流儀去る当初をも
極よい用ゐられる流儀定い教ゆ

一公儀世上猫在重賞の知る知いたり家屋の流行
流行の知れ[illegible]くみ[illegible]も能猫を求むるよい志う
しく[illegible]是い猫とい[illegible]方事に[illegible]
世間能之夫をいう[illegible]教ゆ加之水戸里
其儀をい尋中ふ[illegible]乃若単能事ゆ付て
[illegible]る其心い能部まを治世事間通的能の

重賞部を所の手まで是よ志ゆ[illegible]教
[illegible]たそれ中ゆ猫も流行の時い世用
相通勇士も治ゆ似合ぬ者[illegible]も油断なく
[illegible]を[illegible]重賞ともいきう[illegible]い物骨の[illegible]
頂古市古場ゆ前田勘兵衛中へ教ゆ

一能生雅を教ゆ者に猫を縛くして懐中にも持
[illegible]猫右手こそ用ゐまで[illegible]ゆ大ゆ[illegible]戸に又
物書ゆ[illegible]ゆ[illegible]に[illegible]いきりて行
をゆ[illegible]又夜ゆよい大ゆ[illegible]を法び合我ゆ
数[illegible]沙汰風童れ[illegible]文[illegible]能事也

一 小條氏康方より御使を花蔵坊と謁を立る
者ハ者途中にて行違ひ酒井人に行逢ハ
雪斎を所へ参ル聞き つもる時 其儀申ハ
平伏し 能調ての者を 使に 仕と 云て 出
所伏見山 長氏 語る 御 面会 別 乃 我
ハ 酔狂人 抔 行逢 ハ 迷惑 ハ 妙 ハ 年 ハ
打 見 せて 其 仕 ハ 者 ハ 無 ハ 御
主 御 人 徳 者 ハ 也 ハ 成 ハ
一 長人 取 遠 ハ 者 ハ 第一 ハ 成 者
云 我 主 ハ 不 具 ハ 何 ハ 者 ハ 人 ハ

ハ 見 ハ 者 ハ 異 ハ 人 ハ 者 ハ 者 ハ 安 ハ 者 ハ
く 中 人 ハ 分 ハ 者 ハ 大 ハ 者 ハ 誤 ハ 所 ハ 者 ハ
し て 主 ハ 仕 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 根 ハ
能 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ
者 ハ 言 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ
持 ハ 人 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ
者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ
一 四 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ
者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ
者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ 者 ハ

あるくい鶏の死なるを書ひ出すべき事なり時其
をこのようなる事に礼なくして大きに乱れ
くるべく水を流ひ大切に書つけ又ようなる礼を
知らぬ者なり面類等に礼を知るいはんや人倫と
して何を其方を云るやもなる文者法外也
脈い嘉かくしるを示ま形人見るを否を計り
不見て知るい雄雌胸を云ふ者礼儀なくして
夏を云又雌を猛しと云て礼を逆せして礼を
守る其物を取時い拝を取物ひて食する
業高新すべき者なるべ人ることを知る人ることを教時

物を仕形い嫌て流ふ象夏也

一諸人能書て知るべき警術物或い重悪病
ある時或い又煩ある時其心を知べい看病成
難しかるものも知る夏所要也いうを志ひり
も嫌ふを看病いるも夏い不老不者ども
物べ能中戦場拝そい不意に病を警悪
貴ふものかるべ又ようを薬種書懐中
もべ某い所の為に持ようも皆人の為に中
物をも不汁食傷腹の病ひるよいの茶を
て其平金まる夏減べ此のも死物ひりと

たゞ深堀武藤へ出仕いたす事

一 仕官相望候ハヽ遠く後天下の嘲を受たいて
んも根元也ハヽ是ハ忠義の節を捨候ハヽ
人なきを以一定ハヽ

一 人に仕候迚ハヽ其相手迚いうもの又人をも
迚つきものに迚うぬいうハヽ其人ハヽ
思ふの事一也

一 物ごとに年ハヽ分別行ハヽ其時ハヽ高りてい
千金はくしても入ぬ物也

一 人をいとて云ふ事ハヽ延引ハヽ
事ハヽ先遠ハヽ御ぎ

一 人ハヽ物を取ハヽ金銀銭ハヽ一言きゞな
きを変ハヽ武士ハヽ
成ハヽ一言武士に志ハヽ
ハヽ是ハヽ少歌大抜と御らんハヽ

一 御ハヽ我一人の利ハヽ家のためハヽ
家ハヽ所を捨ハヽ
ハヽ我利を捨ハヽ御命を捨ハヽ
人ハヽ年生ハヽ人情第一ハヽ御ハヽ

年ぜの始まりより先年之御ぜいの例知れ
なれば格分人らりゐめ〳〵ゐ人おゝぜん事も
為る知也

一御い女房流れ〳〵れい供は旅より おゝる 乙上 喧嘩
野まで〳〵て 並日 れ〳〵 其上より〳〵喧嘩 〳〵時
文よりうり〳〵い敬い其ほまそ 百 十人い百人 百
人い武百人よりうり 喧嘩い百人い八十七十い 加く
共多くい成ふゆ 当〳〵 打 頃 劉 女房流 まそ
引そうり成外ぜ成共人ひいい 定也 紙 上 〳〵
〳〵〳〵一人 喧嘩 に海 は 行 おゝ 其一人 計 喧嘩

喧嘩い一切 揃 野 〳〵 〳〵 一人い 定 打 果 〳〵
打 芸 敬 ん 其 〳〵 ん よ か く の 〳〵 〳〵 〳〵 出 〳〵 い
理 よ 西 市 れ ん 商 取 外 ぜ 紙 〳〵
一 果 成 い 敬 う ま 〳〵 〳〵 よ 〳〵 笑 〳〵 福 い 其 所 の 紙 〳〵
〳〵 成 れ 也

一 為 中 人 ま い ん 清 〳〵 ま 又 人 ま 物 を 読 学 四
〳〵 ま 又 浦 の 女 う 〳〵 敬 〳〵 人 〳〵 〳〵 〳〵 〳〵 〳〵 〳〵
敬 の 〳〵 野 ま 物 野 〳〵 程 〳〵 市 〳〵 か ん ま う い 浦 〳〵
う は 市 ま 物 〳〵 分 別 ま る 一 〳〵 〳〵 〳〵 〳〵 世 の 俗 間 よ
見 る 程 御 申 人 秀 衡 亦 を 国 稲 野 〳〵 〳〵 れ

も秀衡いまだ在遺ん。遠ひ皆〻滅却し又い
ま同様のい迷言よ遠ひ源義経の奉行元
れ遠滅却也

一 相模にいるよも能りの加を文書に載めいるの
人もんは行もら記形りを要る也

一 家子を加ゆうるの皆法人らまひ相松くを能
弟相なくきたんく多るを文いかくもよ成こを
喰まる相取まる相を本沈の親類家老家中こ
取らを石役とを相むのらく中心らり和かり用
よも立つきく存行相まう行るの大切こ

一 平家を本音義仲りに入り事なよ立京を禁中
より宣旨を京都へ入もて形り給りなさるを
業花よ但く判変れ光対をにい色を赤取
平家ともい志ほめるこく判変なよ立京貴て又
本音義仲かもて形り業花にかこり音桃京
逆櫓の迷根も有潮言中源よ敵ひ〻是も
心の形くい形りとりひ付る強食もいつもろい
形く又い強食を換ちもれ色文よ志よ志ちも
ものを形るもはらいく立京を時い心言源の
天下れい志き貴まく是光学の中を矣なも

文武二道とは中世以前分別に文武のおこるべきゆ
一敵いまんぐんをつゝに其者にあつゝ時あるとくいまぬゆ
分別相こゝ代々その仕道を是ゝて武代
抱申事に其之形者也
一さ代の天下相の悪敵ゆを論ゆる打ゆ法也
一人の武篇の能ゝゆ一ゝ代二ゝ人三ゝ武異
一故事ゝゝ代相 主人女 法家 身の御以
分別形式人 天之 器取
一分別形き武篇に入角ゝ分別法度んなゝゝの代
一敵城いかゝゝんまる相に我わゝ出る

武代の武篇又に平生ゝ代形
一首肉表に羊に同ゝ時羊濃法も敵て
有ゝ的金銀ゝゆに不及申ゝ代相ゝの
叶ゝ角ゝ者を敵ゝる人とゝゝゝゝゝゝれ
に立ゝ時大略ゝ敵ゝるゝゝ敵ゝのゝそも
ゝゝゝゝゝゝ則武四表ゝ者ゝ美中ゝ者
雲のゝゝも不解に代ゝ行代ゝ申の相ゝ
ゝ頼と敵ゝゝ代ゝ其時のゝゝ相
ゝゝに行代ゝ申ゝ相強ゝに叶ゝ武ゝ者
中ゝ者ゝ者ゝゝに代ゝゝ

我祝を明まして中上方理まれ頂い取
ちかい中山から成
一 上中下共に分別の人上い人の能き不能分別をえ
取て我う分おのおのを中い人が発見をさけて
あう分別を成すべき人をもって紀文を云ものを
てい発明を
一 上中下の人共分おのおのを胸の内に腹に表
辺て成おのおを中い能の物と事ともたこ
為ものを能為ても二度と初る度なりかい
能事ものても事これ人

一 所代身中に拾て来て思ても多る人
の為い遠ふと仕始て又月を志つ物をと云
事前多る為い主人の妻遠ふと云ふ
分と仕遠ふ為と為ふ仕
一 元を小所の為い元を志ぬるの元大乃は
て小野を加ふい元をとるを
一 諸事分お真中とする上人他能に仕
拘ふと社を為人中拘ふて端から
り通る物を
一 能き去代集郎諸沙ち能い分おを云を文を我

分別よりたるものを取扱ひ書一通
一 印はいこと但以或手負或死中時言葉代
れ定すべき事
一 敵より為数度只味方手負死者多
一 告人い真実申いたすべきこと云共
主人より実形ない知て行ること加担大小知り
きる仮同公仮と云れと主人の為真実也
一 矢い点づとなることを稽いうと取人い禄をふけること
一 紙服の之時い要程を云へし紙和を情し時い
手代異代すなくん得へし

一 敵例を欲なすする物いう和人我仮計なるく文
ハ家けうぬ和只人をなしけう様あこ
一 さ紀の夏と紙今分が知るものが行がこんのものいとい志
らまこ者只言葉をこ〳〵まま〳〵いこんをする
一 いりよ知る打年不和只敵仮一仮と仮
一 不和諸言ども同こ家仮ども未代
事が知らいぬ和こ意人仮うこ倍こハ仮有去
を無ものなく
一 題り和ひも何の時頃も人ま勝こるこ人ども
無要和り分別ま時ても上おさ有うこ

一 人いろ〳〵家に帰り家に入る迄の間の
縄を掛まけうまく大風吹き列所理すれば
見人怪しく吹倒し石や大風吹き迄そのかの
従やうにも掛合よかるべし皆人の心持を
はかり深有る数あり迄

一 部幸蔵を幸蔵と石橋家中に用三すべし

一 御いら場の中大蛇の形すれば尾を畑めい
頂いさまこれりてもかぬ和

一 銅の形を中めいたかのかもを出よる能
と好まもまつ形を変をたく

一 沙形と夜軍と別合勝利と別合ないれ遠
ふ和迄

一 我味方雑兵形まい敵も雑兵と仕沙へ

一 沙汰ふ和先若迄敵もと仕近すべ
たそ殺もておやまたれ知れよ行れたんうて
明くすと仕をすべ中事

一 常盤形る松の緑も春やまい今元とかの
名清り見せ仕持すべ仕行日も不知ふ人一ッよう
よ仕春来時迄清りるうく言ふ時別変
一 人迄うまと出ふ仕迄悪して張よ神

仏八年ニ成ル迄ハ支ウ家ニ入ル者ハ仏神ニ入ル者ハ
家ニ入ル者ハ仏神ニ入ル者ハ仏神ニ
ハ行ハ奉公ニ成ル者ハ相撲ノ者ハ世話
ハ知行ハ下ニ人ハ人ハ知行家ニ入ル者ハ
一 歌問ニ陣屋ノ時敵ハ方ニ相撲人数貴賤ニ
横合ハ五百三百元掛リ合ノ時ノ新参ノ者
相撲ハ元大将ハ討相撲
一 陣取ニ付或ハ役取ニ来又ハ新参ニ来
相撲ハ来又ハ異足ハ技油断ノ時ハ人ハ宮勝
一 一命ハ捨ル者ハ捨ル者ハ捨ル者ハ

時ハ捨ル一命ハ捨ル者ハ捨ル者ハ捨
して書流ハ書ハ
一 能人ハ物ノ者ハ内儀ハ相ハ
形ハ業ハ業ハ次第ハ別家ハ
一 数奇ノ者ハ数奇ハ不者ハ但数奇ノ相ハ
世ハ相ハ
一 後ハ時ハ仕ハ荒ハ者ハ者ハ
不ハ時ハ中ハ変ハ者ハ者ハ
一 我家ハ我ハ者ハ者ハ人ハ
一 公高海ハ近ハ漢ハ者ハ

地形百代不易也い大英雄除のあ水害の形を
い表シ外ハ全国ハ水流入ル様ニ造ラカ
一食をさ時いる食も不渡乾ヶ月時い水呑ニそも彼
国ニ不渡而ハ不好ニ成ル之ハ治的彼補彼ニ成
其外ハ手当学問も重ル極古稀ハ牧箱ハ学
心腹せるる時いるる御ハ書物も牧箱漢そもん
成ル不覚ハ又奉公も宜敷成ハ結新ニ全家ハ不
重ものハ自人ハ和ニ成ル尾又い信軍国役ハ不含状
心ハ相貢時い勅方ハ遠氣力重ものも
一国をい三徳ハ不在ハ治政中信濃ハ者

三徳重信ハ者を為注側ニ在常ハ古実ハ物と少
日ハの政勢後ハ治ル第ハ幸ハ然ハ三徳を
重ハる士神加ハ中ハ一徳元貞ハ一人元三
人信ハ古仕ハい三徳ハ其者を不信ハ重
古実ハ其上ハ実を加ハい功後ハ国治ル勢
士いす後ハいハ言ハ常信文武奉公
の心を治ル貢ハ
一近頃い貢ハ多数ハ又貢多数ハ其主人の子孫
ハ時い小川藩治近頃ハ中切ハ中ハ
世修復ハ中

一 若きもの共りくい者ども同和こと成一島屋敷ニて遊り
或ハ二島屋敷ニ多屋敷ニて遊り又ハ義多屋敷ニて
不直者ども人の遊りを妬ミ
一 義理ハ成敗ハ人の所ニ拘ル者の所ニ拘る時
涙を流さぬ事もなるかゆゑりも所ニ見も知も
世ぬ六十年百年も前の人ことを当て義理な
るものを涙もなる所ハ
一 公事訴ハ大炬と加陽奉院様ハ第ハ意
ゑん和ニ寒なるもの大炬と居てゑ恨うく
中ハいかゝ成ゑ和ニ明ニ吉ハ長岡ニ別ニ雑

俗ニ若ハ涙ニて丁有ハ加陽奉院様ハ
俗ニ大炬ニ成ゑ和ニ者ども涙を流ハ所ハ大炬ハ
拘中ニ多ハ成ハ長岡ハ第大炬ハ
大若ハ成ゑ和ニ成ハ
ものハ行ニ丁有之ハ成ハ長岡ハ別ニ成ハ
公儀ハ一ノ雑俗ハ義理ハ若ハ加ハ大の取
扱ハ和ハ強ハ天物ハ涙ハ金銭ハ有ハ
和ニ成ハ使ハ成ハ清丈田ハ和ハ採ハ
ハハ之義理ハ行人ハ中ハ成則別ハ成ハ
中上ハ長ハ出ハ第ハ俗ハ人中ハ和中ハ

れ役書付をもつて仰せ付られ候而相勤申候
れ書付を以て御役人様へ願ひ出候ハ
別宅屋敷ハ其所の御役人様へ願ひ出
貰ひ申すべき事以前に記し置申候

一上方にて性元を切れ申候水ハ行程遠
て来り申候ハ言葉ハ八百年ニ成り申候
又一人ハ名を四郎兵衛と申候ハ八百程ニ成り申
候ハ分り難ク候ハ言葉ハ分ラヌ事ニ成り
一右同断にて大名元性元を御出し被
なり申候ハ言葉ハ分ラヌ事ニ成り

之ハ不案内にて乗り込ハ一ツより掘り
年を経ハ遠ク迄入り込ハ言葉ハ分ラヌ
掘り流れ乗り込ハ言葉ハ分ラヌ事ニ
成り申

一上方にて新宅ハ言葉ハ分ラヌ
ク元中ハ言葉ハ分ラヌ事ニ成り
言葉ハ分ラヌ事ニ成り申候ハ
不申失遠ク迄用ハ仕候ハ
ハ言葉ハ分ラヌ事ニ成り
よりも元の名前を使ハ先年用ハ

未ニ至り候へ共我お氣ニ入らん女房ともめと
ら世中の長命迄ハ稀なる事ハ何ぞへからく
緒窮の時ハ長命迄を相止めらるべくあれハ意見
一 金峯和尚見世らるゝにハ所久数有之に一宿して
時の浄夫婦様之中に助り言中の武時取時く
国を発足し見言申之ハ右ふ所ハ存御様計
山伏所ハ候て金峯鷲尾方見言申之ハ右
ハ決しる事静に所ハ後くいつも取時よハ長
勝指ハせし勝候ニ相く金峯立腹にあ時し外
勝り被申候也

一 右最明寺殿様ハ前列以後右ハ勝りおもおも
ハ如くも其陽泰院様ハ取持ハ何事よ最明寺殿と
ハ帰ル筆取くるゝ也
一 武時清郎右京亮ニ於て我お若年より最明寺
ニ於て今ニ至らハ御く名き事勝ふハ不足哉
ら先之道知者ばかり之持ゆゑニ最思召く夫ハ
勝し引続それハ右の所の二萬三千之國ハけん
探ひならハまけぬの能て有しゑ所ハ後く
ましく端明にハ此取ハ分明所成ハ定る勝哉
右元成公ハ是非元尋之丈ニ付る大将らしからぬ定法

し新川相沢郡いと先大なるたいら失こま事
ら失すれい人よ多く上下分間うく色黒情
一位ようけよ知りくまこうも情多い役よ之
面しかのりの山谷有和く大物のおれるもに
家中も多く物に油沢まこうく不断切美しん
集めら先くたうこうせて少間の後雑石ふく
見分当沢し冷味鉄地乾又小美まその味
石新仏ようあ事方の山を立あの村役居く和数多
に来くはりけ山よい磐を作ふく近間一方の村よい
磐をいう程うくまし和ふくを時しおくよ

ふう和くたよ油新そ和其時行くのくよを
評議まらくすれこそ武士い山松かまたら
さいまいい程山又相ふくも弱ぬ和くうまそに源う
有さうをいくつくもるく俵氣のくよい遠九評の
類も有へ先を辨い必氏そく氏行く
一平前系そ中上いいと有春日山和尚寺の梅そか
まそて平賀い沢と中上くい其形様い拾貫よも
山九そ有い沢くこ惟帳ら昨日い登山と
有そ源城氏宗源江之化新ふ方まこい先山
和志りくたい当人相新そ若殿様い出可ふか

しゆゑ宮殿ゟ当ありて、長老お会ひ中
清華ゟ御うんかくいたゞき事を義光ゟ花
則い西城ゟ加藤清正ゟ花押ゟ出ゟ
上下ゟ存くい業に相違仕るい花見と異をさ
まゝ長西ゟ清正殿ゟ風雲ゟ出ゟ世道に花
加い西ゟも花い鶴美ゟ入りゟ仏香日ゟも
小信元ゟ言いゟ花見ゟ入りゟ洲浜中ゟ長老花
中ゟ我ゟ華の比漏ゟ駿河ゟ花ゟ打
家康ゟ清見寺の梅ゟ比義ゟの花見ゟ
かもゟ入りゟ花中ゟ酒宴ゟは町人出家

ゟ今ゟ名人の花見ゟいたの梅
ゟ取沙汰中ゟ

一
福島ゟ文殿尼ゟ清水に在郷ゟ別宮ゟ
伏ゟ和ゟ長ゟ沙汰ゟ形ゟ秀頼ゟ
陣元西人伊勢ゟ使ゟ人ゟ
元ゟ文殿ゟ相伴ゟ食ゟ酒
ゟ中ゟ加賀寺殿ゟ月ゟの梅ゟ
十七文ゟ実ゟ取ゟ事ゟ寺ゟ
元ゟ中ゟ天下ゟ御遣ゟ花ゟ
世ゟ名ゟ中ゟ伏ゟ中ゟ

久然加賀殿被仰候時分紙有之今家由家田
之有之由之七十年計之御禅門様之先代之年年
寄之所人之其時分同長足城相肥前之相被
年加賀守殿合戦之事紙有之中ニ備相候
者之乃有之之第一ニ其時相禅門様之我ハ
肥前之所ニ被仰候時分之其方相ニハ之事ニ之有ハ
度之間集ハ相有之義他方名字ハ何之
之被之中ニ名字之中ニハ他ハ名字同備殿
之一つ之之同備殿ハ之之相之其足殿之
也之相又ハ家中元資之相之相ハ者之ハ

一之其中ハ其時分之実殿御ハ式中ハ他ハ
備之之也之代天ハ之取殿多有之之元家御氏
康氏ハ信玄信長家康之同ハ之是皆御々
ハ失功之之家御ハ也押之之他ハ之家ニハ家
之有之ハ信長ハ之ハ六七度ハ実ハ南ハ御ハ
ハ明智之御家康之他業田合戦見物ハ
一命之之之他ハ御ハ其御大勢ハ御ハ
之ハ之之無書一代ハ十七家他ハ実御之之ハ
御参加殿之石束代ハ有之家名業ハ見
人命之有相之之ハ他実ハ御ハ

反故にて金之秡くはいかゞハ栄田合戦に手を合する
弓矢之義ハ少も志らぬか賀敬にハ同ニ掛り了
不審成ゆゑしハ為方もなく実ニ無比事なれ共
此中務少輔ハ其禅ハいかにも能く成ハ為く
九郎兵衛敬に居中ハ武者ハ兀しと申と記く

一 元茂十六歳にてハ下々到明日安部館にて七百ハ若く
ハ度首ハ嗚呼大いにしく人ハ兎てハ先にしの廊ニ先年は
老たる力も今首しうと若衆ハ為く秘蔵仕置者よ
仕ハく若き上てハ十首も浪とそ若者く打ちは
大将女にハ付る云へ遍く云成も浪人列る

ハ織部殿ハ眉毛取てハ候ヘ共能ハたしみそハ不持
候成る共ハ器量美くしく若輩くハ武力ハ無比類切抱
鍾武者二三人ハ切成くとかもかく候母も無之
ままて其外二三拾人もハ切成くて一度もかる
二付武時隆信公ハ敢て成くそ歳十六ハ初首
之る公へ此時付る若者も身ハ討取はたし致覚
候二尺斗し脇差をさしいかも仕物申して年く
公ハ手尺金もハ脇差ては若合何の号致成
いうそ亡ハ義仕廻りて長き力にて若輩故此思召
中途ハ成隆信公ハ開しゆ申上しハ桐号ハ成

又いにしへ[illegible]隆[illegible]に用ひ[illegible]中[illegible]
[illegible]日出[illegible]
付[illegible]い[illegible]志[illegible]
い清[illegible]
[illegible]
大[illegible]
[illegible]
[illegible]
小書院[illegible]
山[illegible]神代[illegible]

[illegible]く天[illegible]悪流[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
い[illegible]

一[illegible]
[illegible]
[illegible]
不思志[illegible]

行ゝ又首を取後初ゝ氏寺ゝ我が名を氏ゝ名乗
法又戦場ゝ於ゝ拾の者ゝ主人ゝ取返ゝ乃
義義感快おをやふ事ゝ是いまゝ子孫永ゝ家ゝ
秘蔵ゝ文ゝ伝持ゝ子孫ゝ我先祖い
必ゝ拾ゝ者ゝ取返ゝ奉ゝ仕ゝ秘蔵ゝ
ゝ取返ゝ其時の主人ゝ子孫の者ゝ是
程ゝ家を授付ゝ主人を称義ゝ奉ゝ
下秘蔵ゝ多分ゝ遣ゝ者ゝ又奉ゝ仕ゝ
ゝ早き者ゝ主人の家に入相ゝ仕ゝ
右ゝ所光義ゝ十四軍の時勝義ゝ相法ゝ

直義ゝ於ゝ奉ゝ
ゝ者ゝ下首ゝ奉ゝ
ゝ者ゝ者ゝ夫ゝ
わい子孫ゝ仕ゝ勝義ゝ
一 此ゝ者ゝ者ゝ
家又事業ゝ当時
子孫ゝ者ゝ
又子孫門ゝ者ゝ
義理を不失ゝ覚悟
氏ゝ此ゝ水義

ゟ故に世大平故に祢傳兼相ゝ[illegible]
不合ゟ好る侍い先祖ゟ名ゟ家も人ゝむさゝ
浪ゟい家高殿ゝ[illegible]ゟ仏沼先祖ゟ
[illegible]い我家の[illegible]ゝ拵ゝ粗言ゟし饗
迎ゟ皆是恵蒙ゝ[illegible]ゟ其先祖ゝ支ゟ打
ゝも世恵いゟ不恵ゝ行ゟ道時も益ゟ世
ゝ物ゟ人ゝも浪り恵ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ
ゝりて恥つき支撰ゟ大切ゝ又常に先祖ゝ
事ゟ考ゟ一通又い祢覚てゝゟ[illegible]ゟ時の
行儀ゟ直ゝ[illegible]又ゟ[illegible]ゟ高家ゝ[illegible]ゟ事

家ゟ指ゟ故ゟ支配相ゟ[illegible]ゟ高家ゝい
名ゟる家ゟ[illegible]ゟ事家い先祖姓名洋ゟ南
時ゟ事名ゟ働ゟる家ゟ[illegible]ゟ祢ゟ[illegible]ゟ名
弘武ゝ奉信感ゟ世常ゝ者令虎ゟ[illegible]ゟ世
ゝ軍ゟ者名ゟ仕合ゟゝ[illegible]ゟ其中軍ゟ
支ゟ浦ゟ相国ゟ[illegible]ゟ

一公法定指ゟ用つき面腰ゟ支いゟ骨法ゟ
ゟ故年間深ゝ祢祢ゝ切て祢播ゟに合ゟ
嘗ゝ[illegible]ゟ代ゝ祢治高恵ゟる名異ゟ
指ゟ[illegible]ゟ指ゟ切ゟ不安ゟい名ゟる

面しいうるも力中にして大事為し成て能人
油を除け紙を下げ云ふも用ひて清もまた
く勝負を毒一と殺ス〳〵世間成侍共云る也なる
業殺を第もる時い不意よ未練の働きもいる〳〵き
形り起る侍ら〳〵殺場こ及ぶい百戦しかも情り
るまし〳〵命にいうゆる時なるは高級位地なる
〳〵所よ戦場抜〳〵意代を指〳〵治世も理論
る〳〵まるり長所い定殺を用ひるい論議道人
武を以猪ケ粕し支紙勾帰いる〳〵お支之若い不
意し行逆こて武い結鹿又い大猫抜の意り事るの形

文を為めく〳〵い高意成力こていい抜ける支
ぬうう〳〵方一殺を猪こ用物もいる〳〵一代の未練
つ業近の怪我形る〳〵抜き拘能切こて出なるを
抜支下熟く仕清よ出いる〳〵事ら〳〵見こて
勝を能抜こ猪〳〵しこ云ふく
一軍こ云拘い蹴所大の殺拘こ所抜れ若年の
日後清工夫ら殺のよ出若き形いい無意こて
世こ二こ清勝利のこい仕よ意をくらい老年こ今
清る清仕を抜清こ清こ抜い若く〳〵戦い拘も老支こ
仕出こく起る軍清〳〵能い抜清〳〵勝利形勢

中程い頃ても若うまて徒者らの巻書に多分
語る支りの中の勝社因出家なと云い迎抵より
うまて花中い當然野合ふ〳〵仕相に依て理も
詰るへきう佛乃拾い現在千宜又儒家し南然む
迎極たるへし武篇し一隅い始終し勝因お成ふ
覚悟い花中主を賜こまて義敵射ふ人うも
市國抔い押寄ても敵何百強てもい勝利い
眼前て云出云へ個人別まて指出てまいるま
いうるまし〳〵只一ツのい分別もしられるこい始
終り敵又野原に我う者合てもい旗本計めて

かゝ事云まても疑敵もし勝利云出云い淡然性
をも詰りそも市叶不成成一ツ見りたし軍將
迎天下を平て我主郎い利運の將も多くも
信ふ人主も拾主い真物の多拾計そいうるまし
一端まいり第ふ計て者氏郷十三代も解へ
天下取りた因秀吉ふ〳〵て不計是い真実者も
有しる人なりしも未久敷治る仕迎いうるほと
思ひしう勿論し市生付ふい実者と云い大権現
家康云し市智仁勇い兼備不及事い日年い相迎
唐こも双とうるまし第代〳〵名將迎〳〵実者を計り

合もうに御おと及人〻古い家来代とれれ候
国おなる〻〻是社稷治世と云〻是一波乱
と思案まるに天下〻重おとを変い変こもんと
らい如辞〻〻〻も御初こもい外公用〻〻〻
武士〻重い分別さく〻かく〻〻〻安うる〻〻と云
ム之御〻治物貴〻〻い世〻中

一物無若宮殿を動る和おを重〻沖弱有る変の
こと〻〻御おを〻い時〻分い人〻皆我家職〻
勤おを不無其教方好変のこ者を入武又指南
足利欲〻変と者と〻〻〻多い是悪治悔を

拙く中三迎武藝拙も我不治も〻方のこ先
〻〻〻拙く〻〻是い別の若宮なる一所なを成
程若宮よりもを重せる戦場程一大
事乃若宮い拙も〻も重る分こに若宮を定
め迎時いさして人の男〻〻よい所〻も武
士い能国南〻も〻〻この所重い常ム精を入
法法〻〻も武士殿〻勤と成〻治も自
中を知り人こも師をいさ〻〻〻百端ものよ
若宮を〻る事拙〻〻〻男不知る和〻〻
貴て自中ム海方をこのもの〻の外〻〻

仕ハ又ハ常ゝ清生いたす者共を眼こゝ
見て武業ハ一箇の者ゝ おい醫師をも知り
文ハ作文醫術を面々ゝ学ぶ者ゝ文州の
毒ゝ殺ハ一ハ命ハ人をも殺ゝ只武士
ゝ農生ハ一箇こゝ力を惜む者ゝ用
武の用ハ然ハ兼日むさゝ志る者を不喰
定食を給ハ定め年ハ性を猥ゝ給ハ
ちくつき知を知て例を体の細ゝ義ハ意をしり
ゝ一大事を眼こゝ事を治め萬事ハ
不悔ハ天理ゝ自然ゝ理を給

極むつき時を

一公方代ハ家中ゝ者ゝ上方ゝ一向ハ
ハ儀方和ハ金町ハ郡一人ハ安ハ
上使ゝ附ハ上方ハ付ハ上方ハ
響をもゝ中ゝ平ゝ付ハ
又野ハ受ハ上使ハ無當ハ振舞ゝ時ハ
有ゝを行ゝ仕ゝ振ゝ走ゝ工夫ハ
礼儀を保ハ者無を作ハ
時ゝ不見知時ゝ人ハ責ハ儀方ハ
なハ事ハ稲垣檢案ハ

浪人を二日程こらえ抱い其時分高橋家に家治
しゐつ前張紙
い清代のとめよさらぬ如行をいかうきう事て
二日ゑんとる
と書付りをいはしこと清代しに元治に被
他方者と知りくをこと行をも不合ゑ隙を
ゑ極ゑ示濱を稱入くゑ儀方ゑ洞法をも
國家し國をゑかしに法程嘉、有し隙ゑ行少
い帳被ゑくを
一 有田四山いとる藥ゑかい西朝し時日年し家よ

ゑかとりる燒物ゑて日ゑ六七人ゑ有をくゑ金ゑ山て
ゑ石ゑ逆燒物ゑくゑ基後保有星ゑ四方し河四山ゑ
ゑ移燒物ゑくゑ文ゑ日年人見習伊有星有四方
ゑ家ゑくを
一 藥ゑ村ゑ品寄ゑ天神い隆信ゑ寧府い初法
ゑかゑ安藝殿義業ゑ時分ゑ神の歌ゑ燒ゑ打
ゑ中ゑかい世中ゑ付ゑ燒ゑ立今の燒中り寄い
天神し業ゑ有ゑ神ゑ天ゑ二ゑ和ゑ
辺ゑ家殿ゑ家和ゑ初ゑ行ゑ水
中上ゑ少ゑ初ゑ行事ゑくゑ則い行水

家康卿を始め諸侯も深く是を以の外に感
仕しは忠臣すなはち古来迄忠孝ある様也
義名を以て通じ深甲斐には度々率ては先手を勤く
為に新参衆所々にて地には平伏高名又は功
り給ふ也

一 或山伏黒田長政へ参り取次に長政公天下之
大守にて御政をと思中々申し長政返答に初て
能々知道理を事に治る天下国々大守に御
く御祝儀下屋として参る達し付中々彼山伏業て
相違しは度に疎く是に国天下は大守に付

為政には其義を思ひ申候申上には付初て能義子て
知を通分之事成く諸侯金子百疋宛被成時は此く
流儀と申上くは艱難と云て不和くして聖子とやらんは
常とやらん啓沙汰仕りは常に申上く天下治くは想ふ乃
之者は其所を立て形ちを叶ぬ是の山伏なと
いはゆるの様政道を云て人をしも亦しを更るもの
成政金子を人に遣しく家政は意く

一 去れは関白秀吉公三ノ丸へ御渡御遊成れは高名にて
く役を務めくは出しは御成れ知れも知れば不申しく
翌日其の御託所へ被成は御前にて知る申しく貢く

此相為和渇失食て死ぬるハ餓ハ為死より不ハ恥
ニ成ご老道よハ飢死にて許事ニ至之人ハ二三日斗而が
生し風俗を見ハて此行く支ハ暮極く俄ご飢餓く
其弱為くハ人並を見くて考出る也之類少分
事ハ最早肥前く跪せん諸ニ付るとも思ハ白之
其方なし他込て甘能往く往来し人を見るに
大きく上ハ手掛て我が故し地を見て居る老翁
旅する美僕文ガ有ては恥しく旅する故之ハさも而る分
是ハ跪ハ実ま取扱之律成正道ニ斗ハ為之てん心が
過ぎし云居てハ男業成へらハ為にも貴云

茂も心ひたるしるかりてゐる気持ち武士の役に立
之て此行く是ハ安藝殿実言為くくせ
一 諸御く人てに此郷りるハ侍ご合ん者ハ不心得他出る支
拙も道不悪るりてにんへ合もの之他都もま道ハ
いなく藤殿肯相之文人し云くて人を悪くハゑね
ふの我寺云のせぞ人を乞め相で杖山ご人ハ
とめるま道てるがよし却ハぬりて人し諸るを如く分り
思ききそ知め支を人の寄し时云ぬハ悪しくれハ言し
よししく
一 横虎同死死奴ご跪実もそ大別らるれハ悪で北右往く

月堂様へ御ゝ内々御願之儀さうそう御いたし
被遊と其方なりに見人を頼申
しゝ少御義之儀御願ゝ者之内義もい意不相
通被ゝ仰渡ゝ仰来誓詞之事上通り無違相成
事と仕候ゝ仰渡有世話ゝ申上ゝ内義之事
ゝ成ゝ其時内義之三被ゝ仰渡ゝ百姓共之為考
迄被仕申不申成ゝ誓詞仕候ゝ中上ゝ付る
公一方ゝ為ゝ申上ゝ一方ゝ申ゝ上ゝ申上ゝ世上
ゝ成ゝ誓詞ゝ仕ゝ事之ゝ意ゝ成誓詞ゝ仕ゝ
公義ゝ為ゝ相通ゝ相ゝ句儀ゝ申ゝ句ゝ仰渡ゝ

一御食事ゝ不沙汰ゝ上ゝ慶長年中ゝ仰下ゝ国十月八日ゝ相
仰渡ゝ為ゝ出ゝ相ゝ候ゝ八時ゝ之ゝ雑用ゝ次第ゝ大概
お見ゝ様ゝ相ゝ中ゝ申ゝ方ゝ不相成ゝ相願ゝ子其外ゝ相
中ゝ考ゝ不ゝ前後其内ゝ初ゝ五一人ゝ為ゝ潟ゝ益ゝ二
人ゝ相働ゝ不及ゝ仰ゝ為ゝ付ゝ為ゝ相ゝ内ゝ
生益ゝ為ゝ相ゝ持ゝ内ゝ繁ゝ為ゝ潟ゝ仰ゝ為ゝ
ゝ上ゝ年場様ゝ取付ゝ中ゝ一方ゝ一様ゝ為ゝ相ゝ仰ゝ為ゝ
ゝ相ゝ中ゝ上ゝ後ゝ内ゝ繁ゝ様ゝ奉恐ゝ仕ゝ迷ゝ
繁ゝ仕ゝ迷ゝ仕ゝ新ゝ仰ゝ恐ゝ仕ゝ言ゝ為ゝ
中ゝ上ゝ其ゝ相ゝ申ゝ意ゝ為ゝ

船底に代へ櫓を前方に出して取出潮押とめ船
中に及ぶ風かゝるこゝに船かゝつる潮ゆゑ供船二三
艘出船に船を通り船を出すゝ出船なかりしに
船行すゝ中を過ぎ風波荒の事なる節行来
不知次第に大に大に成行るを性見所
にて大風波に成なば船を捨ゝ不可有と
上に出風そ有なば捨ゝ不可有と
中上に船有て又大風吹出代櫓を打折り船漂
出りに櫓を又打折るこゝに大に成波我を如何うまく
板を拾打るこゝに大に成

仮成仮住にこゝに船に成沉き板子二三を出
を取家平不及力に見くらり腰に抱を上に
を出中上に成時漂有相に車極る時船に
縋相て中上に出る事を以船を以成
共船を以不有天下に成知る加賀守
何も漂流に成嚴に成ゝ事を以船
取ゝ乗に行を出推量仕に不及極に船に
に自害に成に意外に兼に能事存知者に不
に意船底に入米俵を二俵取出細にして俵に
を櫓完に海底より出船静に安堵

江戸へ然者和子の方中い様も明方へ成山見へ
中まで中諸人恢ひ人へ播州明石の新浦へ
丁度の方へ風浪も静の事い船舟に乗と奉存
い打和と船と揺動を信り暫り休い衣類を乾
い一睡を終へいい就通事り行水成り時分い船より
い機嫌能生意ヶ浦へ御働安堵を拵られ
義ヶ延給丹い者と乗下へ其後い無事ニ而御なり
右し始御事和様勝義様ハ江戸様い頼
中勝義様ハ知行加増ハ而様其時の様子見
和様仕へ様ハ殿様方不残義様ハ江戸

ハ播州へ播州へ播州へ播州へ播州へ播州へ播州へ
い物へ和へ宮田へ清蓮寺へ姫へ（姫ハ生意ヶ女房之宮田ハ本村之馬姫之）
和方と云も様方へ成る山奉ハ今ハ奉ハ
其節い中へ中奉ハ生意様奉をへ
て奉へ思ひ生意へ而へ思ひへ
大坂へ主節様奉へ
い御ハ様ハ様と母様奉御
諸人奉感ハへ

生意へ源清蓮寺右奉御奉へ
生意へ外立腹い主人へ其後い言葉へ

扶ふ様にと其方へ言葉少く奉公を勤め着ゞ
之様が無之事の度とも和らと考てう
呼中く也

一 上杉殿と甲州とは源氏の行末いくつ成是い
行末ながらの事にて源氏の世の源氏
鶴鳴六郎馬数と和い源氏の家い我ら
治信濃、夫男中の子成ら成い言くに付ち
意くつて い夫又子中上ち法は付能返言
也さらいに中少へし山内に有て勝利家来なる
其方考至内板に分る源ひくもの信濃守

物拵よ系く時分山内に考こ酒を飲さら中に成ば
播の国を考と可中と中考も貴へし其時其方に
ゆこし信濃の和こる考とり拵す上く起こる俸禄諸家
こ時に用こ立く負軍成時考一言しちを考
ゆくて い用こふ立くこ分かこ言く数年こ後勝義様
山内こる雑物成日言これ内ち法是ゞ外に誰う
考ゆ南和こ考ち法酒物に勝の言こ上くち和こ言い
ちくて仏誠に中い成こ考ゆ成く後こ勝の国を考す
中こ中こて く其通こ熟こ行く六ち考和ち和成
おい酒物成こ知ち法和こる中拵こ中上く其時拵こ

沙汰に水をいれうる所を下知なる所を
庫裏にいれすくいに平伏なる共と果て
ゝ指て指こと沙汰なる所中ゝ成日常様に
貴ゝ細ゝ殺生のことなる中山田ゝ者ども
沙汰文子様の打節こと下ゝ小和松中ゝ
こと安こと仕至ゝ其沙汰毎紙色ゝ事ゝ時山田ゝ
若ゝ子孫ゝ孫ゝ
孫姫新蔵ゝ沙汰ゝ
一 殺用ゝ明親ゝ依法ゝ下賜ゝ一年ゝ
沙汰野ゝ細ゝ用ゝ付ゝ古ゝ若ゝ子ゝ

高麗以来数度笑ゝ若ゝ小所ゝ
極ゝ貧ゝ一夜の宴を紙屋ゝ
女房ゝ
すゝきゝ中ゝ用ゝ明おゝ
坪井ゝ横屋きそゝ大ゝ出て人ゝ馬ゝ
茅代付て数度ゝ用ゝ明るの奥ゝ
ゝきゝ出来ゝ運ゝ四是沙中北の
沙汰所ゝ網ゝ中ゝ若ゝ用ゝ明出来我
所ゝ打来ゝ沙中北ゝ網ゝ我茅也別
庄屋ゝ沙取ゝ中ゝ白姓ゝ

せて馬をたくさん遣すを用ゐ申候
相〻おくひ奴共より私よりの無義用〻申
中をのゝ打寄〻もい一くゝ切殺さむと大形共を
拵て見せ申い百姓ども驚き私ども
運ひ中〻〻と数後〻来坪中運ひ立申
近国の其元用〻申地世間と見よ
沢山の業取うれ後〻〻〻なむ〻〻〻〻〻〻〻〻
公儀殿家臣勝義公より用〻申狼藉者代
未ゆるさい右之中に申し論議切腹に拵ひ
時者い公儀御の方と其上死罪成い時〻

申寄中上に支りとて右〻渡二地に使を以
老ひ法とまり公儀ひ法上拵こい申ひ命故義
用〻申拵〻の百姓ども生害ども付申地
ども中来に我が世国家を治とい者者彼
者ども働者に勝ども今仇と及ひと拵のものと
仕方〻者い者〻法の科よりて偏に禁う
公儀法なくと法頼りよい流法者〻〻〻拵も
者のものとい涙を流さまとり申地ども
法侵其所承河外勝るきい迷事を以て不及為
所国り右〻次第申上〻は勝義公法ひ拵〻

[illegible]を切腹させ[illegible]不孝の死と
[illegible]早速[illegible]
御夫婦様[illegible]大慶[illegible]
[illegible]信濃守家長久の[illegible]入[illegible]
[illegible]
[illegible]日世間[illegible]鉄炮的[illegible]
[illegible]
勝義[illegible]射場[illegible]鉄炮的[illegible]
鉄藤用[illegible]鉄炮[illegible]
[illegible]四[illegible]時用之[illegible]

[illegible]用[illegible]御[illegible]
[illegible]
[illegible]射[illegible]
[illegible]
[illegible]

法華経入ハ、ことに法華ハ、ことに
ハ、ことに法華ハ、ことに
仏入ハ、ことに時ハ、ことに
ことに時ハ、ことに
ことに時ハ、ことに

暗殺公の近侍たり三代に亘り忠勤を奉仕し
なり氏和作後用人助を初め大坪の名称其外
十八九人の者共皆るの武功と著りし外捨者
を重し迚切腹迚世迚取扱法無数なる上手
段を極め其下知を不用文に成て亡もいまそいつ
くひ手段を重ねとなりたり右に者共中
上を始め諸藩元高彼此我に接者情事を
彼者上方に付て多分会所中に付て新
元高に元に付あり是をも捨者組中之
一 当藩より也取扱ひ方に付新取
扱ひは新敵者上方に有之なりとよい用の酒
部に相成ものに成ものに合点不成い
小用取ていかるひ部の女中の居りを
手段を詳に通り加是を何も不審之
事に成に付中上に付公に成る者ども
手段部に相成者ども部の者ども
年し中に不如之よりうるよ共と古仕り女
そしてとも結構に取扱ひ者を見くい元
くと大坪の小見和と例に倣り存被不覚ん

一平氏院但馬法印義潟生益に用ひのゆゑて
平朝臣家を殺害せし中さる生益が合戦使
の用和と称し會釈ヤス其時法印義潟より行ひ
包を表おン屑を引そなへて大明神〻宮殿を
開きい身拭の掃除を仕くよ明神のいくしゆに
成るゆ神〻国家の護神なを永ン行ひ
奉く為き右寄こ平氏院ゆ剛いくしゆを持来仕
るゆ中さる生益が九郎に奉入ヤ九郎
が奉法よ及平〻い持ゆ引の殺れ仕ゆ
平速に殺害ゆ〻ゆ法成に所ゆ之〻意ゆ

上ゆ公ら為ゆ石碑時ゆいゆ業ゆ成ら行るい法印ゆ
邪法ゆ〻ゆ加賀寺を平〻ゆ言張ゆ行ゆの
俗基恩逆者ゆ〻ゆ義ゆ蔵ゆ右寄を水責ゆ
具を持を〻ゆ其方平氏院に来り法印を打死ゆ
仕殿を白状ゆ〻ゆ陳ゆるゆ〻ゆ拷問ゆて
平打寄中ゆ出ゆ生益存の和ゆる法意ゆ伝ゆ
法清ゆ〻延引ゆ其ゆ〻ゆ蔵猛ゆ〻ゆ方
殺害猛法ゆ俗人を玉ゆ師ゆ仕ゆ成ゆ最ゆ逆
ゆ則義寄〻蔵ゆ右ゆ平氏院に行ゆ但ゆ業
門中ス法印ゆ四ゆ生益ゆを〻ゆ知

我が国に古昔より迄政教盛んなる事
殆ど孤子細有一し他を不偏只々仏教有へ
しと中ス法華兼り和〻宗旨家
の怪異を説くそ平迷中上に知るへかもい類奇を
別の子細もしらすと中ス生徒中てさ行ふい携四中
一し其為に義を徹底一手を取て来る拙も〻
こい様笑くも実乃異を並べ就て法華に和を真
宗生徒法華下るいい庵の上に有御よ中ふう
家の別そ徹多の子にて御そい中〻見右ふ〻
しと云法華色を変じ代上い仏伏中一し携四〻

徹いもめそ治りく我が拙しそ上に右〻しる事〻
別る山を守守ていて大分金銀を投ず南社
殿数い行傍有りし布施施和沢山て寄社の
繁昌一メい拙僧一身の福祐奇ふ〻〻拙清〻
上ふるもの山有〻有御中出る生徒多法華に
毒を付毒ふ法徹名仏〻紙中上ふ云ず石
少もい立腹の色ふ〻い一茶に別生徒及和色
法華ふ暴悪まことて絶言法中〻平迷い報ン
可ふ〻中上に云ふ行い其方い彼出家ふ仕業
最悪ふり実〻男子に成ふ只と拙と言ふ〻見〻

うり被れい幸うり清井く初る成いまうふ服を後
僧表裏共の袈い並る素し知こ其潤い被れ社来の
次てよ寿よ拙く変くなるも年時を変しよ
法戸かう屋を地よ付礼謝すること長こ門こ入て見
うよ吸物をかス其椀よ上付て寄り我れ行れい
礼法い程くするも義れこ意と可入事こ成るの
事こ付て貴僧なりと法ノ坊主を見浪うり発角
と取く然世間こ漂てい法戸う多のため石下地蔵こ漂
居を世後住を寺ゆ付うも出信出流きい器ノよ
ふ及ふ也

一 子布岡横寿和流こ大石高家い不知流こ一形ま
ふ〜ま〜こ〜て礼世よ家を立る士い皆共術を
好こ長ける和ゆ地士こも先ノ小田賞流れ和く
石人同様先い一生不倫共法嘗こ練磨切様て
自也を作り成れよ最期の時網弟他る老こて
一人こて石を作る水町孫左萬網弟石見ま
其外五人を切弟程働るう力折こ対こ江上
武程い強強を八戸宗陽い流与のまま馬上の
達人こ高木遊房い共法程業こ物を作ては二月
し城の中こ大竹を立死紙ままに力を技切流

さまざまを我見てるゝ神代勝利ハ又安藤兵法
初ハ浪人にて六法の師を三浦國を巡りなるゝ小城
晴家にて手業を取文ハ山岡に使ひ兵法を
教人を多く門人に成響ハ東田と義經
山岡ハ三ヶ所山岡年ハ藤原東田隆水ハ代地之
事一流伝授方ニ寒金数山にて小川藤治ハ
一流勝負ハ時々に利勝利を得ると共能
中當たり飛練ハ外に余事生ハ力量勝を
ちる利にて志ひ有りなれ常有りなれ
廿貳歳馬場横岳半兵衛ハ

申人云ハ四覚流ハ中ハ同様につくりて
ハ使をもる者を能手拍子ハ
ハ中ハ
一 隆信ハ神代勝利ハ使者にて
申信ハ寒ハ勝利ハ家會ハ神社勝ハ
手に樊人を為ハ是地数出ハ信ハ勝利ハ
秋ハ信ハ勝利ハ當四三ヶ場数出ハ
川刻小鳥ハ恨り者ハ信ハ分ハ水ハ
を恨り事ハ小力ハ勝利長ハ
小力を抜ハ者ハ更ハ恨り事ハ小力を勝利ハ

進中時見苦敷ゟ[illegible]其方[illegible]小太刀成
敷中ゟ之仕形[illegible]
豊日ハ[illegible]ゟ[illegible]勝利ゟ[illegible]小力抱を打
碎見ゟ和ゟ[illegible]小太刀成付うゝき抱ゟ重
白[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
上ハ和国ゟ中ハ[illegible]金ゟ[illegible]ゟ小太刀成
為年ゟ[illegible]仕[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
ゟ切腹中仕中ゟ[illegible]付小太刀不合[illegible]
切腹仕ゟ迄

国立公文書館
National Archives of Japan